京都市建築協定連絡協議会広報誌



2

編集・発行 京都市建築協定連絡協議会

事務局 〒604-8571 京都市中京区寺町通 御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局建築指導部建築指導課内 TEL.075-222-3620

第一部

々の御出席をいただきました。

+委任状提出12団体)の御参加、35名の方 委員会36団体のうち、33団体(出席21団体

職員会館かもがわ」にて開催し、加盟運営

平成2年度の総会を、去る6月3日(土)

平

成29年度建築協定連絡協議会総会

第1号議案

平成2年度事業報告及び決算報告

平成29年度事業計画案及び予算案 第2号議案

第2部 講習「建築協定とは?」 建築協定運営委員研修会 建築協定と自治会活動.

1

運営の基本(事例紹介) 桂坂くすのき地区 京都市建築指導課 運営委員

河合 行朗 氏

交流会(フリートーキング)

3

【平成29年度事業計画】

			_
平成 29 年	4月 6日	第1回「役員会」	
	5月 9日	第2回「役員会」	
29	6月 3日	平成29年度総会·研修会	
—	7月13日	第3回「役員会」	
	9月下旬	広報紙「建築協定だより」第42号発行	
	9月中旬	第4回「役員会」	
	11月上旬~	他都市研修会	l
	11月中旬		
	11月下旬~	第5回「役員会」	l
	12月上旬		1
平 成 30 年	1月下旬~	勉強会·意見交換会	l
	2月初旬		
	2月下旬	第6回「役員会」	
	3月中旬	広報紙「建築協定だより」第43号発行	1
30	1月下旬~ 2月初旬 <mark>2月下旬</mark>	第6回「役員会」	

第 1 部 議案審 議

び予算案について、審議を行い、承認されま 平成28年度事業報告及び決算報告を行い 連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)の ました。加えて、平成29年度事業計画案及 した。詳細につきましては、連絡協議会のホ 第] ムページに掲載しております。 部の議案審議では、京都市建築協定

ていくために活動していくことを意思表明 て触れ、これからは建築協定地区を増やし 伊藤から、今後の役員会の活動方針につい し、そのために会員の皆さまからの情報提 第一部終了前には、連絡協議会副会長の

ておりますので、お気軽にお問合せください。 本号の4ページ目左下に連絡先を掲載し

供をお願いいたしました。

地区を増やしていくことを提案しました。 今年度の総会において、新たな取組として、協定 それを守るために締結しているのが実情ではない

はなく、住環境が破壊されようとしているときに

いわば協定は自然発生的に出来上がったもので

でしょうか。

区も(東山・山科区等)あります。 は圧倒的に少数です。区内に協定地区のない行政 京都の全自治会数に比べて、協定がある自治会

から攻めに"というのを今年度の運動方針とした と思います。大層なタイトルではありますが、"守り すようお願いします。私共はできる限り、どこにで すので、そういう意味で「攻め」としたわけであります。 次第です。かつてのマンション問題が今や違法民泊 ている」などの情報があればぜひ教えていただきま 問題 (合法であっても)になっていることもありま 皆様におかれましては、「どこどこで協定を考え 全行政区に協定地区を作り、増やしていきたい

も伺いたいと思います。

会長寸言」

守りから攻めに

京都市建築協定連絡協議会

会長 調子 益夫

例えばマンション(特にワンルーム)建設問題が起 合などです。 こったときに、その対抗策で住環境を守る手段と 除いて、多くの場合は何らかの問題が生じ、建築協 定にたどり着くことが多いのではないでしょうか。 して建築協定を締結することにより対抗された場 開発業者による付加価値を高める「一人協定」を

第2部 建築協定運営委員研修会

会を行いました。 第2部は3部構成とし、建築協定運営委員研修

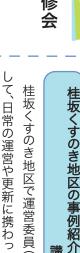
つながり方について講義が行われました。 の手続き、後者は両者の位置づけの違いや理想的な 動」の講習では、前者は建築協定の制度概要や更新 まず、「建築協定とは?」と「建築協定と自治会活

キング)を行いました。地区内での悩み事や運営方法 や日常の運営についてご紹介いただきました。 地区運営委員の河合行朗氏から、運営員会の実態 続く「運営の基本(事例紹介)」では、桂坂くすのき 最後は6グループに分かれて交流会(フリートー



等について、どのグループでも活発な議論が行われ





談から、一部を抜粋して掲載させていただきます。 して、日常の運営や更新に携わって来られた貴重な経験 桂坂くすのき地区で運営委員(正式には支援委員)と

運営委員会と自治会の関係

継者を育てながらの活動に努めている。 住いの専門家に任期不定期の支援委員になってもらい、後 =協定合意者とは限らないので注意が必要。運営委員が 定の運営委員会を兼任する形に変更した。しかし自治会 が、くすのき地区では5年ほど前から、自治会の役員と協 の更新は不可能。自治会と運営委員会は本来別のものだ 1年交代だとうまくいかないので、2年前から地区にお 自治会との協力関係がなければ、膨大な区画数の地区

用している。 は難しいので自治会の総会の中での運営委員会報告で代 運営委員会の総会を開催することが望ましいが、それ

日常の運営・普及啓発

次追加して地区の皆さんにお知らせしている。 いが)認めざるを得ない場合は、それをガイドラインに逐 い建築設備などが普及し、(協定書中の制限に適合しな 不可能。その間に締結当初には想定していなかった新し 有効期間中に協定書の内容を変更することは現実的に 実際の運営で心がけているのは、ガイドラインの整備。

き、あとは自由にやっていいというスタンスでやっていき ういうものかということを普段から周知することが一番 物・建築設備の位置、高さ、屋根の形状等)を周知してお 大切。最低限守らないといけない項目(敷地の広さ、建築 建築協定を守らない人が出てくる前に、建築協定はど

教えていただきました。ありがとうございました。 備のお話など、他の地区でも参考になることをたくさん 運営委員会と自治会との関わり方やガイドラインの整

総会アンケート結

講師

河合

行朗氏

の感想や研修会、勉強会についてのご意見等を募りま 概略となりますが、ここでご紹介させていただきます。 ただきありがとうございました。紙面の関係で回答は した。参加された皆さまには、多くの貴重なご意見をい 総会の最後に、アンケートへの回答をお願いし、本日

総会に出席された感想・ご意見

- 知らないことが多いので勉強になりました。
- 建築協定についての意識が変わりました。
- 建築協定区域を増やそうとする執行部の態度は大 変評価できます。
- 意見交換の機会は良い。もう少し時間を取っても良 いのではないか。
-)地区によって状況は異なると思うが、まずは役員に 対する研修を行うべき。一定の経験をしたうえでの 「交流」でないと実が上がらないのでは。

冬の勉強会について

- ●自治会活動の活性化との関連するテーマを掘り起 こす。老齢化と共稼ぎ家庭の地域活動
- 地域のあらゆる相談活動の交流。
- 建築協定の合意についての方法を知りたい。

制度、運営、協議会活動などについてのご意見

- ●今回初めて委員になりましたが,重要な取り組みだ ただければと思います。 と思います。委員会、協議会の活動を継続発展してい
-)新しい世代の方への情報提供に努めては?
- 建築協定制度のあり方を具体的に事例で学ぶこと らえる事が必要。 が必要。事務局は、年数か所の巡回をして状況をと

啓発に努めて参ります。 建築協定連絡協議会として、引き続き建築協定の普及・ アンケート結果や総会での皆さまのご意見を踏まえ、

平成 28年度勉強会

意見交換 会

学科※の佐藤知久准教授をお招きし、地域の記録と 記憶の共有について、基調講演をいただきました。 にて、平成28年度勉強会・意見交換会を行いました。 去る平成29年3月20日(月)ひと・まち交流館 第1部では、京都文教大学総合社会学部総合社会

3共有する/分有する

合いました。 会を行い、それぞれの地域の良いところについて話し 第2部では、ワールドカフェ形式による意見交換

基調講演

コミュニティ・アーカイブをつくろう! 〜地域の記録と記憶の共有〜

講師 京都文教大学総合社会学部総合社会学科 佐藤 知久 准教授

え方についてお話します。 ひとつ、「コミュニティ・アーカイブ」という、思いの伝 れません。そのとき、皆さんが地域の中で大事に思っ できるかが課題になります。今日はそうした方法の ているものを、どのように地域で伝えられるか、共有 建築協定の更新の際、消極的な意見が出るかも

コミュニティ・アーカイブとは?

史を伝えていくために、自分たち自身で作った地域の ベルでコントロールする」アーカイブのことを、コミュ 使用については、そのコミュニティのメンバーが一定し た資料のコレクション」であって、「そのコレクションの ーティ·アーカイブといいます。 自分たちの地域の歴 「あるコミュニティのメンバーによって主に集められ

> 管し、細々とでも更新していく、そんなことを考えて いただければ良いかと思います。 記録を持ち寄って、自分たちで管理できる場所に保

2 コミュニティ・アーカイブのつくりかた

②他者と対話する ①徹底的に「私」にこだわって「記録」をつくる このとき、次の三点が重要だと思います。

事に思っているものを残していくべきです。自分が住 でやることをオススメします。自分たちの手で育て その記録にくっつけて保存していくと、記録をつくる ること。例えば対話のなかで出てきた「違い」や、公開 す場をつくること。一つの記録に対しても感じること は記録の完成前に、それを他の人たちと見ながら話 を豊かさとして楽しむことができる。それが、コミュ きている人たち自身、一人ひとりが本当に心から大 ることが大切なんです。地域のアーカイブには今生 つくり方も様々ですが、プロに任せるより自分たち ことが記憶を継承していくことのはじまりになります。 された記録をみて人々が抱く「感想やコメント」を 来ます。③は記録と記憶を分かち持つ方法を工夫す は一人ひとり違う。違いから気づく豊かさが見えて みません。それが「事実」の豊かさにつながります。② ニティ・アーカイブのスピリットだと思います。 んでいるまちの魅力について、それぞれの思いの違い メディア技術は急速に変化しており、アーカイブの ①は自分の思いにこだわること。周りの空気は読



(文責 事務局

立芸術大学芸術資源研究セ ※平成29年4月から京都市 に着任されています。 ンター専任研究員/准教授

「人をつなぐ、まちづくり資源の 継承について」

ドカフェ

形式による意見

た。 ワールドカフェ形式による意見交換会を行いまし 歴史、地域の景観、地域のコミュニティ)を設けて、 第2部では、それぞれのテーブルテーマ(地域の

ついて話し合いました。 各テーマに沿って、それぞれ地域のいいところに



ルドカフェとは?



ま

意見交換会

違う視点の意見が多々あり、

気付かされること

が多かった。 建築協定を進めるうえで、コミュニティの大切さ

【コミュニティ】

地域のお祭り 町内新聞の発行 災訓練を実施 各戸訪問して町内の現状 地域の地道な活動が協定合意に つながる

【景観】

街路樹が豊富 建築協定により連携でき 外からの視点をもつ 地域ブラン ている どんな人に住んでほしいかでル ール作り

史】

すでにコミュニティ・アーカイブがある 住年数で愛着の度合いが違う 地域の良 いところを伝えていく

れました。 うしていくべきかということについて意見が出さ をテーブルホストの 域 意見交換会の最後には、各テーブルで出た意見 の良いところ以外にも 方に発表していただきました。 現 在の課題や今後ど

秋の研修会

(他都市研修会)開催の お知らせ

受け入れてもらわなくても良い、

人それぞれ違う

基調講演

加者のご意見・ご感想

コミュニティ・ア

、―カイブという考え方や、

、全員に

という考え方が新鮮だった。

歴史を継続する方法、考え方などを学べて良かった。

活発なまちづくり活動が行われている 地区を訪問し、まちなみ見学と意見交換 などを行う「他都市研修会」を今年度も 企画しております! 他地区のまちづくり の取組みを学ぶことで、自分達のまちづ くりに活かせる貴重なチャンスです。

※詳細は、9月下旬に京都市建築協定連絡 協議会のホームページに掲載するとともに、 各運営委員会を通じて案内をお届けする予 定です。

【見学会概要】

:平成 29年10月28日(+) 日程

:マザー・ヒルズ高槻地区(高槻市塚原2丁目)

(集合場所:京都駅八条口、京都エミナース前)

参加費 :2,000円(昼食代等を含む)

募集人数:40名(要申込。募集人員を大幅に超えた場合は

抽選とさせていただきます。)

申込方法:お住まいの地区の建築協定運営委員会を

通してお申込ください。

【お問合せ先】

京都市建築協定連絡協議会事務局

担当:立石:河村 tel: 075-222-3620

mail: kyotokenchikukyoutei

@gmail.com



京都市建築協定連絡協議会 ームページ をご活用ください!

連絡協議会や各地区の活動の周知、まちづくりに役立つ資 料・情報の集積・共有等を図り、縦(次の世代)及び横(各地区 の運営委員会及び住民各位)の連携強化、建築協定地区の 拡大を目指しています。皆さまの地域やお近くで、お悩み事や お困り事、建築協定の活用意向がございましたら、下記メー ルアドレス又は電話番号にご相談ください。

【お問合せ先】mail:kyotokenchikukyoutei@gmail.com tel: 075-222-3620

京都市建築協定連絡協議会

検索

http://kyotokeikan.org/kenchikukyoutei_ HP/index.html

建築協定地区表示看板を新設・補修する 際に、補助金の交付が受けられます!

建築協定表示看板とは、その地区が建築協定地区であることを、

広く地区内外の方々にお知らせし、 建築工事等の際の事前相談を促 す目的で設置される看板です。

新設 5万円を上限として実費

補修	2万円	を ト限と	して実費
1110 12	-/313		

この地区は○○	○建築協定区域です。
この地区で建築 工事等をする場 合には事前に相 談をしてくださ い	区域図

※事前に工事の予定と見積額を連絡協議会事務局までお知らせください。 予算の都合上、補助金をお渡しできないこともありますので、ご注意ください。

事務局:京都市都市計画局建築指導部建築指導課 担当 河村・辻

話:075-222-3620